

【L P ガスの取引適正化・料金の透明化に向けた自主取組宣言】

① 過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣習を越えた利益供与は致しません。
- ・ お客さまの事業者選択を制限する条件付きの契約締結は行いません。

② 三部料金制の徹底

- ・ L P ガス料金は、「基本料金」「従量料金」「設備料金」からなる三部料金制を導入します。
- ・ L P ガスの消費とは関係のない設備費用のガス料金への計上は致しません。
- ・ 賃貸住宅のお客さまのガス料金においては、ガス器具等の設備費用についても計上致しません。

③ L P ガス料金等の情報提供

- ・ 賃貸住宅のご入居希望者さまへの L P ガス料金の事前提示に努めます。
- ・ ご入居希望者さまから直接、又は不動産管理会社等から情報提示があった場合は、 L P ガス料金等の情報提供を実施致します。

④ L P ガスの紹介・勧誘・募集行為は、有資格者が実施

- ・ L P ガスの紹介・勧誘・募集・募集行為については、有資格者が責任を持って行います。